

第7回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 議事録

- 1 日 時 平成27年8月24日(月)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 (委 員)
良永会長、犬飼委員、岡部委員、加島委員、川村委員、坂口委員、谷崎委員、津田委員、松永委員、宮本委員、森枝委員(15名中11名出席)
(事務局)
松永子ども・障がい福祉局長、井上障がい者支援課長、新谷審議員、篠田課長補佐、竹田主幹、高橋主幹、佐藤参事、渋谷広域専門相談員、上村広域専門相談員
- 4 議 題 (1)「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の見直しについて
(2)障害者差別解消法の施行に向けた準備について
- 5 議 事

(事務局)

おはようございます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会の前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、席次表、資料と参考資料でございます。過不足はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから第7回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、県障がい者支援課の新谷でございます。

開会にあたりまして、県健康福祉部子ども・障がい福祉局 松永局長が御挨拶を申し上げます。

(松永局長)

おはようございます。子ども・障がい福祉局長の松永でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中に、本日の委員会に御出席いただきありがとうございます。

条例の見直しにつきましては、5月に開催しました前回の調整委員会におきまして、見直しの必要性や検討すべき論点につきまして、御審議をいただいたところでございます。

その後、障がい関係団体や事業者の方々と条例の見直しについて意見交換を実施してまいりました。今回は、そのときの意見交換の内容を踏まえまして、改めて論点ごとに整理をしておりますので、委員の皆様には、条例改正の方向性につきまして、御審議をいただきたいと思っております。何卒よろしく願いいたします。

なお、本日の審議結果を踏まえまして、今後は庁内の調整を行いながら、改正案を作成し、県民の皆さまへの周知期間を考えますと、12月議会での提案を目指していきたいと考えております。

また、来年4月に予定されております障害者差別解消法の施行に向けましては、国におかれては、職員対応要領や事業者向けの対応指針の作成に当たり、関係者の意見を反映させるためのヒヤリングを実施しておられます。

県といたしましても、法律の施行に間に合うように職員対応要領を作成するところで、関係部局と調整を進めております。本日の議題2では、内閣府がパブリックコメントで示しました内閣府の職員向けの対応要領の案を紹介させていただくことにしております。

最後になりますが、今後とも、条例が目指す共生社会の実現に向けまして、委員の皆様のお協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

調整委員会の公開につきましては、第1回調整委員会において、調整委員会は原則公開とし、熊本県情報公開条例の不開示情報に該当する事項について審議する場合は非公開とすることを決定しております。

これに基づきまして、本日の会議は公開で行いますので、記者席及び傍聴席を設けさせていただきます。

ここで、前回の第6回調整委員会開催後に新たに委員に就任された方を御紹介いたします。熊本県商工会議所連合会専務理事の谷崎淳一委員でございます。

(谷崎委員)

谷崎でございます。7月に専務理事に就任いたしました。前任の松山委員同様、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

現時点で、委員15人のうち11人の委員が御出席ですので、本条例施行規則で定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、同条例施行規則第8条第1項の規定に基づきまして、良永会長にお願いいたします。

議題1

(良永会長)

皆さんこんにちは。

早速議題に入ります。本日は、お手元の資料にありますとおり議題が2つ用意されておりますが、特に第1番目の議題が重要でございます。前回の会議で条例の改正について議論が行われまして、本日は基本的な方向性についての話になるかと思っております。

先ほどの松永局長からの話によりまして、特段のことがない限り、調整委員会の議論は本日のみが予定されているようでございます。その後は県の方で引きとって改正作業に入られるということでございましたので、その点もよくよくお考えのうえ御議論をいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ることといたします。議題の1でございます。「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の見直しについて」です。これについて、まず事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは早速、議題1の資料に沿って説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料の1ページですが、「関係団体、事業者に対する意見聴取の実施について」とあります。1番の関係団体との意見交換として、2つありまして、1つが(1)の熊本障害フォーラム(KDF)との意見交換を6月にさせていただきました。もう1つは、障がい者団体・家族団体との意見交換としまして、7月に31団体の方々と意見交換をさせていただきました。

その御意見につきましては、ページ下の方の(3)におきまして、前回の調整委員会でお示しました論点ごとに意見をまとめております。

まず、障害者の定義につきましては、「発達障がい」や「難病」も明記してもらいたいという御意見や、次のポツでは、現行条例では難病の症状なども含め、「継続的」という文言が入っておりますが、併せて、「断続的」という文言も明記していただきたいという御意見がありました。

次の2ページですが、の差別の括りでは、障害者差別解消法と同じような規定にしてもらいたいとあるとか、差別の定義を明記してもらいたいとの御意見をいただいたところ です。

次の 不利益取扱いの対象、範囲では、条例第8条5号、6号の雇用・労働分野において、「合理的配慮がなされてもなお」という文言を加えてもらいたいとか、同じ8条の4号及び10号では、禁止規定の例外規定について御意見をいただいております。現行の条文につきましては、後程、論点整理の箇所の説明させていただきたいと考えています。

その他に、文章が長すぎるのではないかと、自閉症の子どもさんは自分が不利益な扱いを受けた事を相手に伝えにくいという意見もいただいたところでございます。

次の 合理的配慮の対象、範囲では、過重な負担はどのくらいなのか分からないという意見をいただいております。また、不利益取扱いの禁止規定にそれぞれ合理的配慮も追加してもらいたい、その他としては、学校の施設整備が遅れているといった御意見もいただきました。

次の 地方公共団体対応要領の作成では、合理的配慮の好事例などを入れもらいたいとか、当事者から話を聞く機会を設けてもらいたいとか、現場実習、ボランティアへの参加を盛り込んでもらいたいといった御意見をいただきました。

次の 調整委員会の対象事案の範囲では、合理的配慮、虐待も審理対象に加えてもらいたいといった御意見をいただきました。

次の 地域協議会の設置では、この調整委員会の機能を拡大してはどうかといった御意見や、自立支援協議会など、既存の組織を活用してはどうかとか、あるいは新たな機関を設置してはどうかといった御意見をいただきました。

最後の その他としましては、条例の周知・啓発に関する御意見等をいただいたところ です。

続きまして、3ページですが、事業者からの意見としましては、7月に20団体から御意見をいただいたところでございます。

(2)が意見の概要になりますが、精神障がいのある人からの相談に対応するための体制整備が必要であるとか、教育現場への専門職の配置が必要等の御意見をいただいたところです。

続きまして、4ページからは、論点の整理についてということで、前回5月の調整委員会で7つの論点をお示ししましたが、この論点ごとに、現行の条例の規定と、先程御説明しました障がい者団体及び事業者団体からの御意見と、それを踏まえたうえでの論点整理、そして、一番下に見直しの方向性という形で示しております。

まず、論点1の障害者の定義につきましては、現行条例では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能障害がある者」となっております。障がい者団体の御意見としましては、発達障がい、難病も明記していただきたいとのことでした。そこで、論点整理の欄ですが、現行の条例は、改正された障害者基本法や、障害者差別解消法の制定前にできている条例でして、現行の法律では、四角で囲んでいますとあり、「精神障害」の後に、「(発達障害を含む。）」となっております。

次のポツですが、条例は、障害者差別解消法と趣旨、目的を同じくするものであるということ、また現在、11道府県に同じような条例がありますが、難病が書かれているのは3県という状況です。また、難病につきましては、障害者差別解消法の基本方針が今年2月に策定されましたが、そこで、難病は、「その他の心身の機能の障害」に含まれていると明記されております。また、1つ飛びますが、難病につきましては、医療分野とか福祉サービス分野の現行法令において、各法律によって、その趣旨目的が異なっておりまして、難病の範囲も法律によって異なっているという状況にあります。そのようなことを踏まえて、一番下に見直しの方向性としてしましては、1つ目のポツで、現行の法律と同じ規定にした方がいいのではないかとということ、また法律と違う規定にしてしまうと、かえって誤解を生じる可能性があるのではないかとということ、また難病団体の方々がおっしゃられているのは、難病を入れて欲しいのは、分かりやすくして欲しいという御意見ですが、それであれば、制度の理解、周知について、啓発活動で取り組んでいけばいいのではないかと、いうことをまとめております。

最終的な見直し案につきましては、最後まで一通り説明した後、お示ししたいと考えております。

続きまして、5ページ、論点2の差別の括りですが、現行の規定では第2章が「障害者の権利擁護」、第1節が「不利益取扱い等」となっております。その下に第8条の不利益取扱いと第9条の合理的配慮があるという状況です。

障がい者団体の御意見としましては、先程御説明しましたとおり法律に合わせた方がいいのではないかとということですが、論点整理の欄を見ていただきますと、まず、障害者差別解消法においても、差別の定義というものはなされていないということです。障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を「障害を理由とする差別の禁止」という見出しで括っているところです。また、障害者差別解消法でいう「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」とは、条例でいう「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」と同義であるということです。

その下に見直しの方向性としてしましては、障害者差別解消法と同様に差別の定義は行わないのですが、法律に合わせて、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」を合せて、「障害を理由とする差別の禁止」と整理すべきではないかと考えています。

続きまして、6ページ論点3、不利益取扱いの対象と範囲についてですが、現行条例では第8条の4号が商品販売・サービス提供に関する規定でございます。第5号が労働者の募集、採用に関する規定、第6号が雇用に関する規定、第10号が情報提供に関する規定でございます。障がい者団体からの御意見は、先程、御説明したとおりですが、論点の整理としまして、障害者差別解消法よりも条例のほうが具体的に定めているということ、また、雇用分野につきましては、前回の調整委員会でも若干御説明させていただきましたが、障害者雇用促進法の規定が適用されまして、事業主は、職場で働く障がい者の方に対し、支障になっていることを改善するための措置を講じることが、来年4月から義務付けられることになっております。

そこで、見直しの方向性としてしましては、第4号につきましては、障がい者団体の方からありました御意見を踏まえまして、第4号の下線の部分ですけれども、「その障害特性により提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他合理的な理由がある場合を除き」となっていますが、その中の、「おそれがある」という文言があると広範に解釈される可能性がありますので、見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

また10号は、障がい者団体の方から、ここで示されている例外規定自体が分かりにくい、という御意見をいただきました。それで、条例制定時の資料等をいろいろ調べてみましたが、情報提供分野のこの規定は、情報公開法や、県の情報公開条例等に合わせた規定になっておりまして、それらを引用していることから、見直しは必要ないのではないかと考えています。

また、5号及び6号につきましては、来年4月から施行される改正障害者雇用促進法の趣旨を踏まえた見直しが必要ではないかと考えています。

続きまして、7ページの論点4、合理的配慮の対象と範囲についてですが、まず現行の部分につきましては、条例第9条の規定の合理的配慮に関する規定を示しています。障がい者団体の方からは、過重な負担とはどのくらいなのか分からないとか、不利益取扱いの禁止規定の中に合理的配慮の規定もそれぞれ追加してもらいたいとの意見をいただいています。

論点整理の欄ですが、条例の規定は障害者基本法の規定と全く同じであるということ、また、合理的配慮は、どのような場面でどのようなものが求められるかは個別の事案ごとに様々であって、不利益取扱いと同じように定めるのは難しいということと、また、国においても、合理的配慮については今後の事例を積み上げていくしかないと説明されていることとございます。また、過去3年間の相談事例の中に、不利益取扱いで定める8分野以外の分野の相談事例もあっているところでございます。

最後に書いていますのが、合理的配慮の内容は個別事案ごとに様々であり、また、事業者の規模も様々であることから、過重な負担について、一律に定めることはできないと考えています。このような状況を踏まえまして、見直しの必要性はないのではないかと考えています。

続きまして、8ページをお願いします。論点5の対応要領の作成についてですが、現行の規定の欄は、障害者差別解消法の規定を書いています。地方公共団体は、その職員が適切に障がいを持っておられる方に対応することができるよう必要な要領を定めるよう努めるものとなっております。ここでは、直接条例に影響はしませんが、一番下の部分に書いて

おりますとおり、障害者差別解消法の施行に合わせまして、来年4月には施行できるよう、熊本県職員対応要領を作成しようと考えているところでございます。

続きまして、9ページの論点6、調整委員会の対象事案の範囲についてですが、現行の規定は、不利益取扱いのみを対象事案としているところでございます。障がい者団体からは合理的配慮、虐待も審理対象に加えてもらいたいという御意見をいただいています。一方、事業者団体からは、前回5月のこの委員会で、松山委員から過重な負担は事業者によって状況が違うため、合理的配慮を調整委員会の審理対象とすべきではないとの御意見をいただいたところでございます。論点の整理としましては、法律では、具体的な規定が書いてあるわけではありませんが、地方公共団体等は、相談と紛争防止のための体制を整備するよう求められています。合理的配慮につきましては、先程7ページでも御説明したとおりですが、合理的配慮の内容は、障がい特性等により、求められることが様々で一義的に定まっていないうこと、また、過重な負担は、費用負担、財政状況等によって、個別の事案ごとに総合的に判断するもので、一律の具体的な基準は設けられていない、ということでございます。また、条例の規定の中に勧告・公表という規制的な制度がある中で、合理的配慮の内容が明確ではないという状況であるため、調整委員会の審理対象とするのは馴染まないのではないか、ということでございます。また、虐待につきましては、第三者機関が助言、あっせんにより解決するべきものではないと考えております。

見直しの方向性としてしましては、合理的配慮には一律の具体的な基準がないことから、調整委員会の審理対象に加えることは適当ではないのではないか、また、虐待は助言あっせんに馴染まないものと考えているところでございます。

続きまして、10ページ、最後の論点7、地域協議会の設置についてですが、現行条文欄は障害者差別解消法の規定を書いております。関係機関が行う相談や、その事例などを踏まえまして、各関係機関が連携する組織を作ることができるとなっています。今後の方向性としてしましては、法律の趣旨を踏まえまして、既存の機関を活用することにより対応すべきではないかと考えているところでございます。

国の説明でも既存の機関の活用が示されておりまして、国が示した構成機関の例として、法務局や労働局、あるいは警察、弁護士の方々が入っている機関を想定されているのですが、現在あります障害者虐待防止連絡会議、これは事務局を県の障がい者支援課が行っておりますが、非常に似通った機関でございます。また、同じ権利擁護を目的とする機関であるということもございまして、虐待防止連絡会議を活用できればと考えているところです。

以上、論点ごとに説明をさせていただきました。最後に11ページになりますが、見直し案についてまとめています。

まず1番の改正の理由としてしましては、条例制定から3年が経過し、条例施行後に整備された法律を踏まえまして、必要な規定の見直しを行うというのが改正の理由でございます。

2番の改正の内容としてしましては、(1)障害者の定義の見直しとして、論点1の関係ですが、「発達障害」が「精神障害」に含まれることを明記するということです。

(2)節の名称の見直しとして、論点2の関係ですが、不利益取扱いの禁止と合理的配慮の節の名称を、障害者差別解消法の規定に合わせて、「障害を理由とする差別の禁止」に改めるということでございます。

(3)虐待に関する規定の見直しですが、これは、これまでの説明で申し上げていない部分ですが、条例制定後に整備された障害者虐待防止法の身体的虐待に関する規定において、

身体拘束をすることが禁止されているのですが、条例では抜けているものですから、今回の改正に合わせて整備したいと考えています。

(4) その他としまして、論点3の関係ですが、では、商品販売・サービス提供の分野で合理的な理由がある場合、その例外規定を定めていますが、その中の「おそれがある」という文言を削りたいと考えています。では、雇用・労働分野において、改正障害者雇用促進法の規定に合わせまして、「その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお」という文言を追加したいと考えています。

最後に3番ですが、改正条例の施行日は、平成28年4月1日を考えております。

以上、説明が長くなりましたが、条例の見直し(案)について説明を終わらせていただきます。

質疑応答・審議

(良永会長)

ありがとうございました。たくさんの内容を含んだ報告でございましたが、どこからでも結構でございます。大きくは3つに分かれて説明がございましたけれども、御質問、御意見を出していただきたいと思えます。

(津田委員)

資料の3ページになりますが、意見の概要に「精神障がいのある人からの相談に対応するための体制整備が必要」とありますが、どういうことでしょうか？

(良永会長)

もう少し具体的に説明してください。

(事務局)

事業者の方々に意見照会をさせていただく際に、条例の年報も併せて送付しました。年報に相談件数が挙がっておりますが、その内訳を見たときに、精神障がいのある人からの相談が非常に多いというのをご覧になり、精神障がいのある人に対応する相談員の配置というものが重要だろうという御意見をいただきました。

(良永会長)

それでよろしいですか。

(津田委員)

はい。

(良永会長)

私もこの先に興味があるのですが、もう少し状況を説明していただけますか。

(事務局)

この点につきましては、以前、調整委員会の中でも御指摘をいただいたことがあります。身体障がい、知的障がいに関する相談員につきましては、法律に基づく相談員がいらっし

やいますので、人数の確保がある程度できていますが、精神障がい分野につきましてはそのような法律に基づく相談制度がありませんので、圏域ごとに地域活動支援センターのP
S
Wの方をお願いをしまして、人数としましては圏域ごとに1名、熊本圏域には5名という配置で少ないものですから、そのような御意見をいただいたものと思っております。ただ、相談の実態としましては、地域相談員の方々を経由して広域専門相談員に集約して対応しておりますので、今のところ相談業務に支障が出ているということはないと考えております。

（良永会長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

（谷崎委員）

資料5ページのところです。障害者差別解消法が「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」とを併せて見出しとして「障害を理由とする差別の禁止」として括っていることから、条例も法律と同様の整理をするということについて異議はないんですが、法律上の定め方として、条例の中には「差別の禁止」という文言がない状況のなかで、その括り方として、「障害を理由とする差別の禁止」という見出しで括ってよいのか、それについての検討の結果を教えていただければと思います。

（良永会長）

事務局お願いします。

（事務局）

このことにつきましては、見出しと本文の関係、あるいは節の名称と本文の関係ということになると思います。見出しや節の名称というものは、本文を検索しやすくするためのもの、わかりやすくするためのものです。厳密に本文にない言葉を使うことがどうかという議論はありますが、結論としましては、大丈夫ではないかと考えております。見出しはあくまでも本文の内容をわかりやすくするための言葉であると考えているところです。

また、法律と条例の関係でいいますと、障害者差別解消法は「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という言葉がございます、条例では「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」という言葉になりますが、法律と条例は同じ趣旨・目的であるということはお説明したとおりでして、法律に合わせて、条例も「障害を理由とする差別の禁止」という見出しで括るということもできると考えたところでございます。

（良永会長）

事務局の回答について、いかがですか。

（谷崎委員）

そうしますと、法律の「不当な差別的取扱い」と条例の「不利益取扱い」は同義であるということによろしいですか。

（事務局）

そのとおりです。

そうであるならば条例の「不利益取扱い」という語を「不当な差別的取扱い」にしてはどうかという意見もあるかもしれませんが、我々は法律より先に条例を制定したという点がございまして、条文の内容を見ましても、法律は差別の内容を具体的に定めた規定はありませんが、条例では8分野について具体的に規定をし、また3年間運用しているという実績もあります。8分野の以外の相談があったということもございませんので、本県としましては、「不利益取扱い」という文言を今後も使用していきたいと考えております。

（良永会長）

谷崎委員の御指摘はもっともな面があります。と言いますのは、これまで憲法第14条第1項の差別の規定の解釈適用の場面で、合理的配慮がそこに含まれているということは考えてこられなかったわけです。ところが、障害者権利条約に「差別」という言葉が使われましたが、わざわざ括弧で括って、合理的配慮の不提供を含むという趣旨の規定が含まれて、差別概念の中に合理的配慮の不提供が障がい分野では入り込みました。ですから、今までの憲法学説にしても、最高裁判所の判例を見ても、合理的配慮の不提供が差別に当たるという理論的な問題を検討したことはほとんどなかったと思います。しかしながら、我が国の政府は今般、障害者権利条約の批准に踏み切っております。関係法令の整備も既に行っており、政府の見解は、少なくとも障がいの分野においては、「合理的理由のない不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」の両方がいわゆる差別に当たるという解釈をすでに公にしております。ですから、従来の考え方からしますと、谷崎委員の御指摘の点はありますけれども、今の大きな流れからすると、県も色々苦慮されたことと思えますけれども、このような基本的な方向になったのだらうと理解しているところです。

他に、いかがでしょうか。

（松永委員）

KDF代表の松永です。ろう者福祉協会常務理事でもあります。

実際に昔と今とを比べてみますと、ろう者関係は大変良くなっていると思います。私達ろう者が集まったときにたまに話題になることがあります。それは、試験についてです。大学入試であるとか、職場の採用試験であるとか、そういった場面で、情報保障がきちんとなされていない例がまだいくつかあります。

これから先の話ですけれども、県としては、3年の見直しが終わった後も、その次に、一般の方がわかるようなパンフレットを作る計画はあるでしょうか。あればお願いが1つございます。入試や採用試験などで、情報保障の意味で、通訳でありますとか、要約筆記でありますとか、聞こえない人への合理的配慮の例をいくつか紹介していただいで、わかるようにしていただければと思います。

例えば、本試験のときは通訳を排除するというのは構いませんが、その前に注意事項の説明とか、何か起きたときにどうするかとか、そういうことをわからないまま試験を受けている方々があちこち見うけられます。こういうことを改善する意味で、規定とは別に、理解を深めるといいますか、細かい内容を書いてあるようなパンフレットを作成していただければと思います。

（良永会長）

松永委員からは、条例改正後を念頭においた御要望だと思います。今即答することは難しいかもしれませんが、事務局には、できるだけ踏み込んで、具体的に回答をお願いします。

（事務局）

ありがとうございました。

改正条例の施行は28年4月1日を考えておりますが、その前後に、わかりやすいパンフレットを作ろうと考えているところです。松永委員から今おっしゃっていただいたような事例については、私達も十分把握できていない面がありますので、パンフレット作成の際には、いくつかの団体の方に事前に御相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（良永会長）

よろしいですか。

（事務局）

補足ですが、採用につきましては、障害者雇用促進法が改正されまして、より内容が厳しくなっておりますので、労働局サイドでもそういった啓発活動が行われるものと思っております。

（良永会長）

では私から要望ですが、国では指針の作成などの動きがありますが、現場として、県には熊本労働局との情報交換など、密接な連携を図られるようお願いいたします。

（宮本委員）

「障害者」の定義のところ、難病は「その他心身の機能の障害」に含まれるので明記しない方向性とのことでしたが、発達障がいと比べてみると、という変ですけども、わかりにくいとの御意見であれば、何か工夫はできないのだろうか。先ほど、先進的な条例という話もありましたので、そうであれば何か明記する方法がないのかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

（良永会長）

大事な質問だと思います。事務局から回答をお願いします。

（事務局）

難病関係団体の方々とこれまで2回ほど意見交換をさせていただいております。2回目では、こういう理由でと、こちらの状況も御説明したところ、完全に納得いただいたということではないのですが、仕方がないということは頂いたところです。宮本委員の御意見ですけども、何らかの形で難病を明記できないかということですけども、我々も法制担当課と色々検討してきたところで、今も検討は続けておりますが、大きくあるのは、先ほど具体的には御説明いたしませんでしたが、「難病」の規定を行っている法律として、医療に関する法令で難病新法というものがございまして、306の難病が指定されてお

ります。もうひとつ、障害福祉サービスに関する法令で障害者総合支援法というものがありますが、そちらでは332が規定されています。それぞれ各法の規定が違う中で、難病を障害の定義に入れた時に、誤解が生じないかということがあります。

例えば難病新法では、患者数が人口の0.1%未満でないと対象とされません。難病新法の306疾病、総合支援法の332疾病、さらにその外側の難病の方々もいらっしゃいます。条例では、対象となる障害者について、障害者手帳の有無等とは関係がありませんので、難病を障害の定義に書いてもいいのですが、その範囲について誤解を生じるおそれがあると考えています。

条例に一番近い法律である障害者基本法、障害者差別解消法に合わせて、より広く難病の方々を対象となる「その他心身の機能の障害」が、これは国会の答弁もありますし、基本方針にも記載されていますので、こちらの方が誤解を生じないと考えております。

（良永会長）

県からは、明文規定で難病の語を入れない理由をかなり詳細に説明していただきましたが、さきほどの宮本委員の御意見は、必ずしもそうではなくて、難病が表にでてこないのが一般の人にはわかりにくいのではないかと、その点をどうするのかという趣旨であったかと思えます。その点をもう少し詳しくお願いします。

（事務局）

補足させていただきます。身体障がい者のうち内部障がいの方、オストメイトの方などもいらっしゃいます。そのような方々も外からはわかりにくい障がいと言われておられて、いろんな困りごとがあると伺っております。そのような人も含めて、「外から見て障がいがわかりにくい人」について、パンフレット等で啓発を行い、県民の皆様に理解を深めていただく取組を進めていくことを考えております。

（良永会長）

新しく啓発資料を作られると思いますが、「その他」のところに、例えばどのようなものがあるのか必ず書いていただいて、その代表例は例えばこれだと、また難病とはこういうものであるということをきちんと説明をしていただくといいと思います。今のパンフレットにも書いてあったように思いますが、もう少しわかりやすくしていただくといいと思います。

（事務局）

条例のパンフレットとは別に、障がいの理解を深めるためのパンフレットというものも平成25年度に作成しています。その中でも、難病やオストメイトの方について詳しく説明しております。これも今後バージョンアップしていきたいと思えます。

（良永会長）

他にいかがですか。

（坂口委員）

論点の への対応要領についてですけれども、熊本県職員対応要領を作成するという項目がございます。これはすごく大事なことなのでやっていただきたいと思っておりますけれども、世間一般といいますか、企業においても、こういった要領があった方がいいと思えますけれども、今後、何か構想のようなものがあれば伺いたいと思えます。

（事務局）

対応要領は法に基づいて作るものですが、今の委員の御意見のように、企業はどう対応すべきかわからないのではないかと考えています。法律により、現在、省庁毎に対応要領を作成しておりますけれども、関係の企業向けに対応指針という企業向けのものを作っておられます。現在、パブリックコメントを実施している最中ですのでホームページで御覧になることができますけれども、パブリックコメント終了後、大々的に周知が図られるのではないかと考えています。

（良永会長）

宮本委員に伺いたいのですが、職員対応要領の作成について熊本市もお考えになっていると思えますが、今の状況はいかがでしょう。

（宮本委員）

国の対応要領が出るのを待っていたということがありますが、熊本市も作成することにしております。国の対応要領が出ましたけれども、果たしてこれでいいのかなというのが正直な私の感想でございます。まだそこを深く議論はしていませんけれども、もう少し具体的にできるならばと思っております。

（加島委員）

基本的なことでは質問をさせていただきますが、私達が小さいときには、同じクラスに結構走り回ったりする子がおりまして、今では発達障がいであったのかなあと思えますけれども、発達障がいも軽度と重度とでは非常に違うと思えます。というのは、NHKなんかでも言っていますけれども、生まれてくる子どもさんの25%ぐらいは発達障がいの可能性もあるみたいと言っているようなものもありました。どこでどのように線を引くのだろうかと思いました。

（良永会長）

これについては、犬飼先生にお聞きするのがよいかも知れません。医学的にはどうなるのでしょうか。

（犬飼委員）

専門外ですけれども、元々の疾病概念の中には、発達障がいというのは症候群として位置づけられていて、単一の疾患としてはなかったような気がします。国際疾病分類でも5年に1回ぐらい分類が変わって徐々に定義づけがはっきりしてくると思えますが、まだ整理がついていないところもあるのではないかと考えています。我々の理解としては、医療従事者も含めて、知的障がいというものと発達障がいというものが混同されているところがまだ若干あると思えます。つまり、知的障がいのない発達障がい、身体面でも知的面でも

正常な発達をしていながら、行動面とか適応面で障がいがあるという方々が、これは子どもも大人も含めてありますので、そういう方が世の中を生きていく中で、非常に生活のしづらさとか、不利益とかがあるというのが厳然とした事実だと思います。疾病概念についてはまだまだはっきりいって確たるものがないのではないかと、私の知識ではそう思います。

（良永会長）

私からも少し話をさせていただいてよろしいでしょうか。今の犬飼委員の御発言を伺ってから、はっと思い出した私自身の経験がございます。私は5年間、熊本学園大学で障がい関係の授業を担当したことがございまして、そのとき、試験問題に「発達障がいの概念について説明しなさい」と出題したところ、知的障がいと混同している学生がたくさんおりました。私はそうではないと授業で随分教えたつもりですが、それでも固定観念なのでしょうが、知的障がいと書いてある学生が沢山いました。犬飼委員がおっしゃるように、発達障がいについての社会的認知はとても低い。大学できちんと授業を受けても、なかなか受け入れることができない。発達障害者支援法ができてからまだそう年数が経っていません。発達障がいという概念自身が社会的な誤解や偏見の対象になりかねない、やっかいな状態になっておりまして、法律では「精神障害」のあとに括弧で「発達障害を含む」と書いてあるんですけども、精神障がいと一緒にされたら困ると言われた親御さんがいらっしまったとも聞いております。法令は法令ですから、これを動かすことはできませんけれども、なかなか難しい問題だと思っております。発達障害者支援法の解説書には「脳の機能障害」とされていますが、加島委員のおっしゃったように重度の方と軽度の方とがいらっしやる。軽度の方は社会生活を営むうえで全く問題がない方もいらっしやるかもしれません。特殊の技能が非常に秀でているかたもいらっしやると聞いておりますので、その方はその技能をうまく使っていけば文句なしに立派な社会生活を営むことができますし、給料だって高いかもしれません。しかし重度の方になるとこれがなかなか難しい。このへんの対応が、実際まだ社会的にうまくいっているのかどうか、職場などでもいろんな場面でも難しい点がありはしないか、その点では課題が残っているし、一刀両断できれいに説明して対応するのは難しい状況かなと思っております。

川村委員から手が上がりました。

（川村委員）

私は知的障がいの団体ですけれども、知的障がいも元々は精神遅滞、精神薄弱と言われていました。精神薄弱時代から私たちは「発達障がいである」と位置付けてきました。ですから、発達障害者支援法ができる際は、私たちは反対意見を出しました。発達障がいがあって、知的障がいもできたのだと。概念として発達障がいも精神障がいの中に入っていること自体、いろいろな問題が起こるのではないのでしょうか。我々は、「発達障がいという概念の中に知的障がいもある」と考えないといけないのではないかと思います。

（良永会長）

医学も急速に進歩しているので、今後の政策に反映されていくのではないかと思います。ほかにもございませんか。

（森枝委員）

今の話を伺っていて疑問に思った点がありましたので事務局にお尋ねしたいのですが、今回、法律の規定を踏まえて「発達障害を含む」という規定が入ってくるということですが、先ほどの話ですと、発達障がいと言われるものにも様々な程度のものがあって、社会生活上ほとんど影響が見られない、顕在化しないものもあるということですが、条例の相談を受けた際に、発達障がいがあるのかどうかという判断はどのようにされているのでしょうか。

2つ目につきましては、これまでの実績として、発達障がいあるいは難病によると思われる相談はあったのかなかったのか、あったとすればどのくらいあったのかについてお聞かせください。

3つ目は、障がい者団体から難病を障がいの定義に明記してほしいという意見があったとのことですが、意見交換の中で、具体的に難病を理由とするような「不利益取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する実例があったのであれば教えていただきたいと思います。

（良永会長）

質問は3点です。事務局よろしくお願いします。

（事務局）

まず相談業務に関する1点目につきましては、条例の特定相談においては障害者手帳の有無などの要件はなく、幅広く障がいのある方からの相談を受け付けています。発達障がいの方につきましても、診断を受けている方もいらっしゃれば、相談内容、例えば職場での人間関係がうまくいかないという内容から発達障がいがあるのではないかとと思われるケースまで幅広くございます。

2点目については、実際に難病についての御相談を受けたことはあります。難病があるが、職場環境の配慮や支援がないという内容のものでした。

3点目の難病当事者団体からの要望については、主な趣旨は、当事者の方が条文を見て、自分たちが条例の対象になっているのかがわからないため、条例は自分達には関係ないと思ってしまう方が多いので明記して欲しいということが主な趣旨です。

（森枝委員）

ありがとうございました。そうしますと、もう1つだけつっこんで伺いたいのは、難病の定義は法によって範囲が異なるという論点整理がされていますが、難病を障害の定義に含めることが誤解を生じるおそれがあるのではと書いてあることの意味合いというものが少し希薄化するのではないかと感じた次第です。というのは、発達障がいというものにしても、様々なものがある中で、発達障がいというものの範疇に入ってくるのかどうかの判断自体は非常に微妙、もっと言えば曖昧ななかで、発達障がいというものが法で明記されていることを考えると、難病というものも法律により範囲が異なっているとしても、発達障がいというものの範囲がもともと曖昧なものが入ってきていることを考えると、難病というものについても多少範囲が異なるにしても、それほど明記することについて支障があるとまでは言いにくいのではないかと感じましたので申し上げておきます。

（犬飼委員）

私の個人的な考えですけれども、難病という言葉は以前から医療の方ではありましたが、難病という言葉が非常にあいまいな価値観が含まれているということで、「特定疾患」というように名前が一時期変わったように思います。最近また難病と言っているようで、ちょっと戸惑っていますが、特定疾患というのはもともと医学的な診断基準に基づくもので、複数の特定の疾患のことを指します。

なぜ特定疾患と呼ばれるかという、まず原因がよくわからない、しかも、なかなか治療方法が確立しておらず、長期にわたる治療が必要であるというような疾病を、ひとくくりにして特定疾患と言っていたと思います。つまり、そういう場合には医療費負担が非常に長期にわたって必要だということで、私が知っている範囲では、医療費の公費扶助が特定疾患については普通の健康保険以上に減免されるというようなことがあったと思います。

例えばパーキンソン病という病気があります。これは特定疾患の中では多い方ではないかと思いますが、重い軽いが色々ありますけれども、重い方は生活が非常にしづらような状態になります。普通の仕事ができるような、薬を飲めばいいような方も様々ありますけれども、やはり薬はなかなか離せないというような疾病でもあります。そういう方々が、数がどれくらいあるかわかりませんが、医療的な支援に加えて、今回はおそらく障がい者あるいは不利益に対する社会的な取扱いというものに含めようというのがこの概念ではないかと思いますが、今、森枝委員がおっしゃった「発達障害」という概念とこの難病というのは少し違うところの発想ではないかと思いますが、切り分けて考える必要があるのではないかと思います。

（良永会長）

事務局の方はいかがでしょうか。犬飼委員から医学的な観点からの御発言で非常に参考となるかと思いますが、森枝委員の方から、当初はこのままでいいと思ったけれども、色々考えると、明記してもいいのではないかという思いに至ったとの御発言もありましたので、これは非常に重要な発言ですので、お願いします。

（事務局）

ありがとうございました。我々も色々御意見を聞く中で、犬飼委員のような御意見を健康づくり推進課などから聞いたことがあります。今後も検討していきたいと思いますが、基本的には、いろんな意見がある中で、それを踏まえて、条例改正をどこによって立つべきなのかというときに、条例に一番近い障害者基本法、障害者差別解消法に合わせる形の方が、誤解が生じないのではないかとというのが事務局の意見でございます。

（良永会長）

このことについても本日まとめなければならないのですが、今のことに関連して他に御発言はありませんでしょうか。

（事務局）

今回の条例見直しの出発点の議論から説明をさせていただきますと、この見直しを始めるきっかけとしては2点ございました。1点目は、条例の附則に書いてあります、この条例施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案して、必要があるときは、見直しを検討するということになっておりまして、条例が施行して3

年が経っておりますので、条例の改正が必要かどうか、実態に即して見直しをやりましょうという話の一つです。2点目は、社会情勢の変化のところにも入ってくると思いますけれども、様々な法改正がございました。また、条約の批准というものもございました。そういう関係法令の改正との整合性を図っていきたいということもございました。主な視点としては2点、実態に即して不都合な点があればそこを見直していく、一番関係の深い法律の改正と条約の批准との整合性を図っていくということでして、そのときに、難病につきましては、一番関連の近い障害者基本法や障害者差別解消法の中では「その他心身の機能の障害」で読み込まれるということが法律上整理されているということが一番大きい理由です。

法改正を超えて条例改正を行うのであれば、そこに条例改正を行う意図が必要になってくるのですが、実態として、条例の運用の中で、不都合があったのかといいますと、担当の方からありましたように、難病の方の相談についても現行の規定で適切に対応できているということから、あえて法を超えてここに書き込まなければならないほどの必然性は今のところなかったと、書き込むことによって他の解釈が生まれてくると、今回の条例改正の趣旨が広がってくることもあるので、法律との整合性、運用上の不都合があればそこを見直すと言う基本の考え方からすれば、難病を入れるまでのことまではないとの判断であることを、御理解いただきたいと思います。

（事務局）

それと、繰り返しになりますが、普及啓発で頑張っていきたいと考えているところです。

（森枝委員）

私は、実は、先日までは、難病を入れる必要はあまりないのではないかと考えていたところですが、改めて、先ほどの発達障がいの議論をお聞きした中で、いくつか入れるべき、入れるべきではないという理由が整理されていましたが、法体系の観点からは、今おっしゃったように入れないという選択肢は十分あり得ると感じているところです。ただ、その理由の中で「誤解を生じる云々」というところにつきまして、発達障がいの場合の話を考えると、もともと対象になる方とならない方との区別というものが曖昧だと聞いて、誤解というものが一体どういう誤解が生じるおそれがあるか、その誤解により、どういうデメリットがあるのかということがちょっと分かりにくくなってしまったというところが、実は、私が難病というものを対象にしてもいいかなと、逆に難病の場合には法律によって範囲が異なるとはいえ法律で範囲が制定されているので、そういった意味では、範囲はかえって明確になると、おそらく、障がい者団体の方々の御意見で難病も対象に明記してもらいたいというのは、一見、解釈として難病が入っているというのは明らかですが、書いていないだけに難病が対象にならないのではないかと誤解を生むというおそれというのがあったのかなと考えたので、誤解というものが本当にあるのかどうか、逆の意味での誤解が生じるのではないかと、この誤解がどういったデメリットを生むのかというところを具体的に考えたときにあまり思いつかないといいますか、発達障がいを入れる場合にはそのあたりの誤解というものは解消されているというか、難病のときだけその誤解を取り上げて問題視するのは難しいのではないかと思いたったということでございます。

ただ、体系上という観点からは、おっしゃるとおりでして、その点については異論をほさむつもりは全くありませんので、あとはどちらをどれだけ重視するのかという議論になってくるのかと私なりに整理したところです。

(川村委員)

難病についてですが、障害者総合支援法には書かかれているのですか。

(事務局)

明記されています。

(川村委員)

であれば、障害者総合支援法の難病の定義を参考として使用することはどうでしょうか。

(良永会長)

障害者総合支援法では難病はどのように扱われていますか。

(事務局)

障害福祉サービスの対象として難病も含まれています。

(良永会長)

県は、障害者総合支援法の対象の難病の守備範囲と、難病法の対象とする難病の守備範囲がずれているので、この状態で県が条例の中に難病という言葉を書き込むのはもう少し考えさせてくれというスタンスではないかなと思っていました。私も個人的には書けるものならば書いたほうがいいという考えですけれども、そういった懸念があれば、先ほど宮本委員から御質問がありましたように、誤解が生じないように、あるいはしっかり理解していただけるように啓発活動の中で取り組んでいくと、当面はそういうことかなと思っています。そろそろ時間がありますので。他に御意見は。

(松永委員)

今までの話で、気が付いたことがございまして、条例を住民に理解を広げるのはとても大事だと思いますが、告知するに当たって、先ほどの難病という言葉や発達障がいであるとか、一般的には読めますが中身をきちんとつかむことは難しい。このような広め方では少し問題があると思います。ですから、難病の定義とは何か、もしできればこのような経緯も含めてパンフレットがあればいいのではないかと思います。皆さまがたも含めて工夫したいと思いますがいかがでしょうか。

(良永会長)

非常に大事な御意見でした。本日の議事は記録されていると思いますので、今後の県の対応でしっかり踏まえていただきたいと思います。

(谷崎委員)

改めて確認すると、「発達障害」については今回の改正で入れる。「難病」については明記しないけれども、それも含むという形での啓発を行うということですね。「その他心身の機能の障害」に含まれるということでこの条例の対象にしていくということによろしいでしょうか。

(事務局)

今も入っているということです。

(谷崎委員)

先ほどの議論は、明確でないから周知に努めるということで、まずはその法律の定義が違うので啓発に努めたいということですよ。その後の状況を見ながらまた今後の改正も考えられるのかもしれませんが、まずは今回の時点では、とりあえず周知が徹底していない部分があるので、そこも含みますよということを周知していくということですね。

(良永会長)

そろそろ時間になりますので、この議題に関して集約をしなければいけないと思っております。集約する前に私から一つ県にお願いというか、要望がございます。今、難病の問題が典型的に現れたわけですがけれども、他にもいくつも論点があったと思います。いろんな諸条件、諸状況の中で、今回の改正の基本的方向は、根本的にいけないという議論はなかったと思います。そうではあります。課題はいくつか見えたようにも思います。障害者差別解消法の附則に3年後の見直し規定があるやに聞いております。今回の条例改正においても、法律が実施された後の状況もいろいろと変化するでしょうし、新しい情報も入るでしょう。本県は障がいのある人もない人も共に人間として暮らしていける地域社会づくりをするんだという強い決意のもとにこの条例ができたものと理解しておりますので、そういうことを念頭におけば、3年後にはきちっとその後の状況を踏まえて共生社会の推進というプラス方向での見直しの機会を作って欲しいと思います。その旨を条例の附則に入れて欲しい。委員長としての要望です。

最後に、今回の見直しの議論については、異論はなかったということで皆さまよろしいでしょうか。いろいろ議論があって、今後の課題として残すべきものはありましたし、啓発の問題もございましたが、県から提示されました見直しの基本的方向については特に異論はなかったということでよろしいでしょうか。

(一同異議なし。)

それでは、県においては、今後所要の残っているとありますが、誤りがないように来年の4月1日から改正条例が施行できるように、改正だけでなく実施に向けての準備もあるでしょうから、どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんありがとうございました。

議題 2

(良永会長)

それでは、議題2に入ります。「障害者差別解消法の施行に向けた準備について」、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題2「障害者差別解消法の施行に向けた準備について」を説明いたします。資料の方は13ページからになります。

13ページは表紙になっておりまして、次の14ページは前回の調整委員会におきましてもお示ししておりました障害者差別解消法の概要図になりますが、この障害者差別解消法の施行に伴う準備としまして、県が取り組まなければならない事項としましては、図の真ん中あたりになりますが、「具体的な対応」というところに、国・地方公共団体等という矢印がありまして、「当該機関における取組に関する要領を策定」とあります。これが職員対応要領というものになります。ちなみに、その下に、事業者に対しては、「事業分野別の指針(ガイドライン)を策定」というものがありまして、これが先ほど坂口委員から御質問のあったガイドラインになりまして、これについては国において策定されることになっております。

対応要領につきましては、現在、国において検討が行われておりますので、県としましては、今後国から示される指針等を踏まえて具体的な検討作業を進めていくこととなります。今回、国の検討作業のなかで、パブリックコメントが始まりましたので、その内容について御紹介させていただきます。

次のページの15ページになります。これは、内閣府がパブリックコメントに現在出している内閣府の職員の対応要領になります。要領につきましては、障害者差別解消法が根拠となっておりますが、差別とは何か、基本的な考え方や事例を示しまして、職員が事務・事業を行うに当たって適切な対応をすることができるように定めるものです。これが内閣府の案としてパブリックコメントに出まして、私達もこれで対応要領の全貌が分かったことになるのですが、特徴としましては、服務規律として訓令の形式をとっておりまして、訓令本体の15ページを見ますと、第1条に目的、第2条に不当な差別的取扱いの禁止、第3条に合理的配慮の提供という条文があります。細かくは、「別紙に定める留意事項に留意するものとするものとする」とありまして、別紙に基本的な考え方や具体例をいくつか挙げてあります。別紙は18ページからになります。

別紙を見ますと、第1に不当な差別的取扱いの基本的な考え方、第3に具体例としまして、障害があることを理由に窓口対応を拒否する、対応の順序を劣後させるというような事例がいくつか挙げてあります。次の19ページからが合理的配慮に関する話になっておりまして、基本的な考え方のあとに、20ページになりますが、合理的配慮の具体例がある程度の数挙げてあります。これは8月14日から1か月間パブリックコメントに付されている内閣府の案になりますけれども、他にも国土交通省や経済産業省などのパブリックコメントも同様に始まっています。案を見ると各省庁ほぼ同じような内容になっているようです。まだパブリックコメントの案の状態ではありますが、県としても、基本的にはこの要領を参考としながら、県職員の対応要領を策定していくことになると思っております。

今日は、職員対応要領の国における検討状況についての御報告をさせていただきました。以上です。

(良永会長)

ありがとうございました。全体的な説明ということで内容の詳細な説明ではありませんでしたが、今の説明につきまして、何か御質問、御意見などございますか。

（谷崎委員）

先ほどの説明の中で、国が作成する各民間団体向けの要領については、いつ頃、どのような時期にそれが発表されるのでしょうか。また、その後の国の方の動きとしては、それぞれの事業者に対する説明という形でなされるのかどうか。今聞かれている範囲内で結構ですので、そのあたりの情報を教えていただければと思います。

（事務局）

今回、県の対応ということで、職員対応要領を中心に資料を作成しておりますけれども、事業者に対する指針につきましても、対応要領と同じ日からパブリックコメントが始まっております。各省庁のホームページに、対応要領と併せて掲載されております。

今後のスケジュールは明確に示されておりましたが、パブリックコメントの期日が9月中旬までとなっておりますので、その後順次策定作業が進められていくものと思います。

（良永会長）

現在のスケジュールでは、民間事業者については、対応指針を示されても、必要な改善措置などが間に合うのかどうか心配です。

（谷崎委員）

その下の方に「実効性の確保」で「主務大臣による民間事業者に対する報告徴取、助言・指導、勧告」まで入っています。ということは、これは、この実効性の確保は、ガイドラインの部分を含めた実効性の確保ということでしょうか。何の実効性の確保であるのか、教えていただければ。

（事務局）

障害者差別解消法の概要図の中にある「実効性の確保」についてですが、これは「合理的配慮」に関係してきますが、国・地方公共団体等は合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になりましたが、民間事業者については努力義務とされました。ただ、努力義務であっても何らかの実効性を確保していこうという趣旨で「主務大臣による民間事業者に対する報告徴取、助言・指導、勧告」という制度が設けられた経緯があります。基本的には、報告徴取等の対象は、指針の中で示されているものになると思います。

（良永会長）

他にないようでしたら、議題2はこれで終了させていただきます。

他に何か御意見はございますか。特にございませんでしたら、本日私に預けられた議題は以上ですので、事務局に議事進行をお戻しします。

閉会

（事務局）

ありがとうございました。良永会長におかれましては、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。また、委員の皆様方にも貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

条例見直しに関する委員会については、今回が最後となります。今後、具体的な改正案を検討いたしまして、12月議会に提案し、周知期間を経て、来年4月1日の施行を予定しております。

また、先ほど会長から御要望のありました3年後の見直し規定については、改正条例施行後3年を目途に見直しを行う規定を入れる方向で考えています。

以上をもちまして、第7回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を閉会いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。